

総務常任委員会関係

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(20) 一略ー (21) <u>公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当</u> (22)～(28) 一略ー (社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当) 第5条 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、福祉相談センター、児童相談所、 <u>女性相談センター</u> 、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所及び総合支庁に勤務する職員（当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が社会福祉に関する助言指導、相談、判定等の業務に従事したときに支給する。	(特殊勤務手当の種類) 第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(20) 一略ー (21) <u>災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当</u> (22)～(28) 一略ー (社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当) 第5条 社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当は、福祉相談センター、児童相談所、 <u>女性相談支援センター</u> 、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所及び総合支庁に勤務する職員（当該業務に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が社会福祉に関する助言指導、相談、判定等の業務に従事したときに支給する。
2 一略ー (<u>公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当</u>) 第13条 <u>公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当</u> は、防災くらし安心部防災危機管理課及び消防救急課、農林水産部、県土整備部、港湾事務所並びに総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員等が、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1)及び(2) 一略ー	2 一略ー (<u>災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当</u>) 第13条 <u>災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当</u> は、防災くらし安心部防災危機管理課及び消防救急課、農林水産部、県土整備部、港湾事務所並びに総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員等が、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1)及び(2) 一略ー (3) <u>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業</u> (4) <u>前3号に掲げる作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるもの</u>
(3) <u>前2号に掲げる作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるもの</u> 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額（ <u>大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、当該作業に従事した日1日につき1,080円</u> ）とする。

(1)及び(2) 一略ー

(3) 前項第3号の作業 作業に従事した日1日につき1,080円の範囲内で作業に応じて人事委員会規則で定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、同一の日において第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときには、第2号に定める額を同項の手当の額とする。

(1) 第1項第1号の作業又は同項第3号の作業のうち同項第1号に掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項第1号又は第3号に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項各号の作業が人事委員会規則で定める著しく危険な区域で行われた場合 前項各号に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(警察職員の特殊勤務手当)

第14条 一略ー

2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

手当の種類	支給対象作業等	手当額
(1)～(13) 一略ー		
(14) 災害応急作業等手当	警察職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災	作業に従事した日1日につき 840円 (人事委員会規則で定

(1)及び(2) 一略ー

(3) 前項第3号の作業 作業に従事した日1日につき710円

(4) 前項第4号の作業 作業に従事した日1日につき1,080円の範囲内で作業に応じて人事委員会規則で定める額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第1項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。この場合において、同一の日において第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときには、第2号に定める額を同項の手当の額とする。

(1) 第1項第1号の作業、同項第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が日没時から日出時までの間において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(2) 第1項第1号の作業、同項第2号の作業又は同項第4号の作業（同項第3号に掲げる作業に相当する作業を除く。）が人事委員会規則で定める著しく危険な区域で行われた場合 前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(3) 第1項第3号の作業又は同項第4号の作業のうち同項第3号に掲げる作業に相当する作業が深夜において行われた場合 前項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

(警察職員の特殊勤務手当)

第14条 一略ー

2 前項の手当は、次の表の左欄に掲げる手当の種類ごとに、同表の中欄に掲げる作業等に従事した場合において、それぞれ同表の右欄に掲げる額を支給する。

手当の種類	支給対象作業等	手当額
(1)～(13) 一略ー		
(14) 災害応急作業等手当	警察職員が異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災	作業に従事した日1日につき 840円 (夜間における作業に

	害警備、遭難救助又は鑑識作業で心身に著しい負担を与えると人事委員会規則で定めるものに従事した場合	める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合にあっては 1,680円)	周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業その他これらの作業に相当する作業で人事委員会規則で定めるものに従事した場合(同一の日に口からニまでに掲げる作業に従事した場合を除く。)	従事した場合にあつては1,260円)
ロ	警察職員がイに掲げる作業のうち大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合(同一の日にハ及びニに掲げる作業に従事した場合を除く。)	警察職員がイに掲げる作業のうち大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合(同一の日にハ及びニに掲げる作業に従事した場合を除く。)	同 1,080円 (夜間における作業に従事した場合にあつては1,620円)	同 1,080円 (夜間における作業に従事した場合にあつては1,620円)
ハ	警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合(同一の日にニに掲げる作業に従事した場合を除く。)	警察職員がイに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合(同一の日にニに掲げる作業に従事した場合を除く。)	同 1,680円	同 1,680円
ニ	警察職員がロに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会	警察職員がロに掲げる作業のうち人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会	同 2,160円	同 2,160円

(15) 及び(16) 一略一	規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合	(15) 及び(16) 一略一

(特定大規模災害等に対処するための公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例)

第20条の2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員等が次に掲げる作業に従事したときは、警察職員以外の者にあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を、警察職員にあつては第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する。

(1) 及び(2) 一略一

2 及び3 一略一

4 第13条第1項に規定する職員が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。次項において「特定大規模災害」という。）に対処するため第13条第1項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第2項各号に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

5 警察職員が特定大規模災害に対処するため第14条第2項の表第14号の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の同条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同項に定める人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合以外の場合に支給されることとなる額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算

(特定大規模災害等に対処するための災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当等の特例)

第20条の2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員等が次に掲げる作業に従事したときは、警察職員以外の者にあつては災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当を、警察職員にあつては第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する。

(1) 及び(2) 一略一

2 及び3 一略一

4 第13条第1項に規定する職員等が、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。次項において「特定大規模災害」という。）に対処するため第13条第1項各号に掲げる作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第2項に定める額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

5 警察職員が特定大規模災害に対処するため第14条第2項の表第14号の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間以上従事した場合の同条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同表第14号イ（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、同号ロ）の右欄に掲げる手当の額であつて夜間における作業に従事した場合以外の場合に支給されることとなる額の100分の100に相当する額を超えない

した額とする。

附 則

1 及び 2 一略一

(東日本大震災に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例)

3 職員等が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、警察職員以外の者にあつては公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当を、警察職員にあつては第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する。

(1)～(3) 一略一

4 及び 5 一略一

6 前2項の規定により受けるべき額に係る作業が附則第4項第5号又は第7号の作業である場合において、当該作業に従事した時間（人事委員会が定める時間を含む。）が1日につき4時間に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、その日の当該作業に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当又は第14条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、これらの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

7 第13条第1項に規定する職員が東日本大震災に対処するため同項各号（第2号を除く。）に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第2項各号（第2号を除く。）に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

8 警察職員が東日本大震災に対処するため第14条第2項の表第14号の作業に引き続き5日以上従事した場合の同条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同項に定める人事委員会規則で定める著しく危険な作業又は人事委員会規則で定める著しく危険な区域における作業に従事した場合以外の場合に支給されることとなる額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

い範囲内において人事委員会が定める額を加算した額とする。

附 則

1 及び 2 一略一

(東日本大震災に係る災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当等の特例)

3 職員等が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、警察職員以外の者にあつては災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当を、警察職員にあつては第14条第1項第14号の特殊勤務手当を支給する。

(1)～(3) 一略一

4 及び 5 一略一

6 前2項の規定により受けるべき額に係る作業が附則第4項第5号又は第7号の作業である場合において、当該作業に従事した時間（人事委員会が定める時間を含む。）が1日につき4時間に満たないときは、前2項の規定にかかわらず、その日の当該作業に係る災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当又は第14条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、これらの規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

7 第13条第1項に規定する職員等が東日本大震災に対処するため同項各号（第2号を除く。）に掲げる作業に引き続き5日以上従事した場合の災害応急作業等に従事する職員等の特殊勤務手当の額は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、当該作業の区分に応じ同条第2項に定める額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

8 警察職員が東日本大震災に対処するため第14条第2項の表第14号の作業に引き続き5日以上従事した場合の同条第1項第14号の特殊勤務手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、同表第14号イ（大規模な災害として人事委員会規則で定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、同号ロ）の右欄に掲げる手当の額であつて夜間における作業に従事した場合以外の場合に支給されることとなる額の100分の100に相当する額を加算した額とする。

山形県県税条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(課税地)	(課税地)
第9条 一略一	第9条 一略一
2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。	2 前項の課税地は、次に掲げるものとする。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
(3) 地方消費税 謙渡割にあつては、国内(法の施行地をいう。以下この号 <u>及び次項</u> において同じ。)に住所を有する個人事業者（事業を行う個人をいう。以下この条及び第67条の3第1項において同じ。）の住所地、国内に住所を有せず居所を有する個人事業者の居所地、国内に住所及び居所を有しない個人事業者で国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）を有する個人事業者の事務所等の所在地（その事務所等が2以上ある場合には、主たるもののが所在地）並びに国内に住所、居所及び事務所等を有しない個人事業者の規則で定める場所並びに国内に本店又は主たる事務所を有する法人（第67条の3第2項又は第67条の3の2第3項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の本店又は主たる事務所の所在地、国内に本店又は主たる事務所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）以外の法人で国内に事務所等を有する法人の事務所等の所在地（その事務所等が2以上ある場合には、主たるもののが所在地）及び内国法人以外の法人で国内に事務所等を有しない法人の規則で定める場所。ただし、第67条の3第4項前段の規定により謙渡割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、同項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税務署長の所属する税務署の所在地	(3) 地方消費税 謙渡割にあつては、国内(法の施行地をいう。以下この号 <u>次項及び第67条の3の3</u> において同じ。)に住所を有する個人事業者（事業を行う個人をいう。以下この条及び第67条の3第1項において同じ。）の住所地、国内に住所を有せず居所を有する個人事業者の居所地、国内に住所及び居所を有しない個人事業者で国内にその行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）を有する個人事業者の事務所等の所在地（その事務所等が2以上ある場合には、主たるもののが所在地）並びに国内に住所、居所及び事務所等を有しない個人事業者の規則で定める場所並びに国内に本店又は主たる事務所を有する法人（第67条の3第2項又は第67条の3の2第3項において法人とみなされるものを含む。以下この条において同じ。）の本店又は主たる事務所の所在地、国内に本店又は主たる事務所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）以外の法人で国内に事務所等を有する法人の事務所等の所在地（その事務所等が2以上ある場合には、主たるもののが所在地）及び内国法人以外の法人で国内に事務所等を有しない法人の規則で定める場所。ただし、第67条の3第4項前段の規定により謙渡割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、同項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税務署長の所属する税務署の所在地
貨物割にあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第2号に規定する保税地域の所在地（第67条の3第5項において同条第1項の課税貨物の引取りとみなされる外国貨物の引取りに係るものにあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第5条第1項の規定	貨物割にあつては、消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第2号に規定する保税地域の所在地（第67条の3第5項において同条第1項の課税貨物の引取りとみなされる外国貨物の引取りに係るものにあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第5条第1項の規定

その他第67条の3第5項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税関長の所属する税関の所在地)。ただし、第67条の3第4項前段の規定により貨物割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第8条第1項の規定その他第67条の3第4項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税関長の所属する税関の所在地

(4)～(11) 一略ー

3及び4 一略ー

(寄附金税額控除)

第34条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)及び(2) 一略ー

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。）並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

イ 一略ー

ロ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託の信託財産とす

その他第67条の3第5項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税関長の所属する税関の所在地)。ただし、第67条の3第4項前段の規定により貨物割に含まれるものとされる地方消費税にあつては、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第8条第1項の規定その他第67条の3第4項に規定する規則で定める法律の規定に基づいて消費税を徴収する税関長の所属する税関の所在地

(4)～(11) 一略ー

3及び4 一略ー

(寄附金税額控除)

第34条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)及び(2) 一略ー

(3) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

イ 一略ー

ロ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託の信

るために支出した金銭

2 一略一

(事業税の納稅義務者等)

第49条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一略一

ロ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、第4項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

2 一略一

(事業税の納稅義務者等)

第49条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。

(1) 次号から第4号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一略一

ロ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号に掲げる法人、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第3項に規定する人格のない社団等、第4項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下この号において「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）

所得割額

(イ) 法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する特定法人（以下この号において「特定法人」という。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある法人のうち法第72条の2第1項第1号ロ(1)に規定する払込資本の額（以下この号において「払込資本の額」という。）（令和6年3月30日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係

(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他施行令第10条の4第1項に規定する場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第10条の5に規定する額の減少に伴うものに限る。以下この号において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

(ロ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下この号において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のものと当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項に規定する場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの（(イ)に掲げる法人を除く。）

(2)～(4) 一略一

2～5 一略一

(法人の事業税の市町村に対する交付)

第67条の2 施行令第35条の4の7で定めるところにより、県内の市町村に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当す

(2)～(4) 一略一

2～5 一略一

(法人の事業税の市町村に対する交付)

第67条の2 施行令第35条の4の7で定めるところにより、県内の市町村に対し、県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当す

る額に施行令第35条の4の5で定める率を乗じて得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付する。

（地方消費税の納稅義務者等）

第67条の3 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下この節において同じ。）の行つた法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等及び同項に規定する特定課税仕入れについては、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によつて、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

2～5 一略一

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第67条の3の2 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第67条の10及び第67条の11を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

る額に施行令第35条の4の5で定める率を乗じて得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である経済構造統計（施行規則第7条の2第1項に規定するものに限る。）の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付する。

（地方消費税の納稅義務者等）

第67条の3 地方消費税は、事業者（個人事業者及び法人をいう。以下この節において同じ。）の行つた法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等及び同項に規定する特定課税仕入れについては、当該事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第15条第1項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第3項に規定する受託事業者及び同条第4項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に対し、譲渡割によつて、法第72条の78第1項に規定する課税貨物については、当該課税貨物を消費税法第2条第1項第2号に規定する保税地域から引き取る者に対し、貨物割によつて課する。

2～5 一略一

（法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用）

第67条の3の2 法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。）又は公益信託（同法第12条第4項第2号に規定する公益信託をいう。）（以下この条において「法人課税信託等」という。）の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等（信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託等の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、第67条の10及び第67条の11を除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託等の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

- 3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。
- 4 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（次項において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。
- 5 一略一

- 3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託等の受託者について、前2項の規定により、当該法人課税信託等に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。
- 4 一の法人課税信託等の受託者が2以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託等に係る信託資産等は、当該法人課税信託等の信託事務を主宰する受託者（次項において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

5 一略一
(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第67条の3の3 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内において行う法第72条の80の3に規定する電気通信利用役務の提供（以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が消費税法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

(地方消費税の市町村に対する交付)

第67条の12 法第72条の114第1項に規定する合算額の22分の10に相当する額から法第72条の113第1項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第72条の114第1項（法第1条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、法第72条の114第1項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、規則で定めるところにより、県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第2条第4項に

第67条の12 法第72条の114第1項に規定する合算額の22分の10に相当する額から法第72条の113第1項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第72条の114第1項（法第1条第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、法第72条の114第1項の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額を、規則で定めるところにより、県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第2条第4項に

規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数に按分して交付する。

2 一略一

(種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務の免除)

第141条の2 第132条の2第1項に規定する自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受けとることができなくなつたときは、当該受けとることができなくなつた額を限度として、当該自動車の売主の法第11条の9第1項の規定による第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除する。

2 及び3 一略一

附 則

(公益信託に係る県民税の課税の特例)

第3条の2 当分の間、公益信託（公益信託三関スル法律第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について生ずる所得については、公益信託の委託者又はその相続人その他の一般承継人が当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、第2章第1節の規定を適用する。

2 公益信託は、第29条第1項第4号の2に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第3条の2の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3第1項で定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財

規定する基幹統計である経済構造統計（施行規則第7条の2の15第1項に規定するものに限る。）の最近に公表された結果による各市町村の従業者数に按分して交付する。

2 一略一

(種別割の第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務の免除)

第141条の2 第132条の2第1項に規定する自動車の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車の売主が当該自動車の売買に係る代金の全部又は一部を受けとことができなくなつたときは、当該受けとることができなくなつた額を限度として、当該自動車の売主の法第11条の10第1項の規定による第二次納税義務に係る徴収金の納付の義務を免除する。

2 及び3 一略一

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

第3条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第12項まで及び第13項（同条第14項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第13項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる者を含む。次項において同じ。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、施行令附則第3条の2の3第1項で定めるところにより、これに同法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第13項までの規定により特

産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用を受ける公益法人等が租税特別措置法第40条第1項第2号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が2以上あるときは、当該公益信託の信託事務を主宰する受託者(以下この項において「主宰受託者」という。)を前項に規定する個人とみなして同項の規定を適用する。この場合において、当該主宰受託者に課する同項の財産に係る県民税の所得割については、当該主宰受託者以外の受託者は、その県民税の所得割について、連帯納付の責めに任ずる。

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第19項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれら

第5条の4の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条及び第34条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1) 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第41条第2項から第5項まで若しくは第10項から第21項まで又は第41条の2の規定を適用して計算した同法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成19年又は平成20年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれら

の規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 一略一

2 一略一

3 県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第14項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

の規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

(2) 一略一

2 一略一

3 県民税の所得割の納稅義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第5項に規定する特定取得又は同条第16項に規定する特別特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有するときは、第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

(事業税の納稅義務者等の特例)

第7条の5 第49条第1項の規定の適用について
は、当分の間、同項第1号ロ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）とする。

(公益信託に係る事業税の課税の特例)

第8条 当分の間、公益信託（公益信託ニ関スル

法律第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）を
いう。次項において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該委託者等の収益及び費用とみなして、第2章第2節の規定を適用する。

2 公益信託は、第49条第3項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

(公益信託に係る地方消費税の課税の特例)

第13条の6の2 当分の間、公益信託（公益信託

ニ関スル法律第1条に規定する公益信託（法人税法第37条第6項に規定する特定公益信託を除く。）を
いう。次項において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産を有するものとみ

第8条 削除

（削る）

なし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等（法第72条の78第1項に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）及び特定課税仕入れ（同条第1項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この項において同じ。）は当該委託者等の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなして、第2章第3節の規定を適用する。

2 公益信託は、法第72条の80第1項ただし書に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第15条の2の3 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第124条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第131条の7第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第131条の14第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (2) 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第10条の2の2第1項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第2項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- (3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第3項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第4項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
- (4) 農業又は林業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第5項に規定する者が動力耕耘機その他の同条第6項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- (5) 木材加工業その他の施行令附則第10条の2の2第7項の表の上欄に掲げる事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他のそれぞれ同表の下欄に掲げる用途に供する軽油の引取り

2 第131条の6から第131条の10まで、第131条の2

（軽油引取税の課税免除の特例）

第15条の2の3 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第124条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次項において準用する第131条の7第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第131条の14第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- (1) 船舶（施行令附則第10条の2の2第1項に規定するものを除く。）の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
- (2) 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車（施行令附則第10条の2の2第2項に規定するものを除く。）その他これらに類するものとして同条第3項に規定するものの電源又は動力源に供する軽油の引取り
- (3) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第4項に規定する者が鉄道用車両又は軌道用車両（日本貨物鉄道株式会社にあつては、同条第5項に規定する機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
- (4) 農業又は林業を営む者その他施行令附則第10条の2の2第6項に規定する者が動力耕耘機その他の同条第7項に規定する機械の動力源に供する軽油の引取り
- (5) 木材加工業その他の施行令附則第10条の2の2第8項の表の上欄に掲げる事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他のそれぞれ同表の下欄に掲げる用途に供する軽油の引取り

第131条の6から第131条の10まで、第131条の2

13及び第131条の14の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第131条の 6 第1項	—略—	—略—
	施 行 令 第 施行令附則第10条 43条の15の2の2第8項に 第13項たおいて準用する施 だし書 行令第43条の15第 13項ただし書	
	施 行 令 第 施行令附則第10条 43条の15の2の2第8項に 第13項の おいて準用する施 行令第43条の15第 13項の	
—略—	—略—	—略—
第131条の 7 第3項	施 行 令 第 施行令附則第10条 43条の15の2の2第8項に 第9項 おいて準用する施 行令第43条の15第 9項	
—略—	—略—	—略—
第131条の 10の見出し	施 行 令 第 施行令附則第10条 43条の15の2の2第8項に 第13項 おいて準用する施 行令第43条の15第 13項	
第131条の 10	—略—	—略—
	施 行 令 第 施行令附則第10条 条の15第13の2の2第8項に 項 おいて準用する施 行令第43条の15第 13項	
—略—	—略—	—略—

3 及び 4 —略—

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、令

13及び第131条の14の規定は、前項の規定により軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第131条の 6 第1項	—略—	—略—
	施 行 令 第 施行令附則第10条 43条の15の2の2第9項に 第13項たおいて準用する施 だし書 行令第43条の15第 13項ただし書	
	施 行 令 第 施行令附則第10条 43条の15の2の2第9項に 第13項の おいて準用する施 行令第43条の15第 13項の	
—略—	—略—	—略—
第131条の 7 第3項	施 行 令 第 施行令附則第10条 43条の15の2の2第9項に 第9項 おいて準用する施 行令第43条の15第 9項	
—略—	—略—	—略—
第131条の 10の見出し	施 行 令 第 施行令附則第10条 43条の15の2の2第9項に 第13項 おいて準用する施 行令第43条の15第 13項	
第131条の 10	—略—	—略—
	施 行 令 第 施行令附則第10条 条の15第13の2の2第9項に 項 おいて準用する施 行令第43条の15第 13項	
—略—	—略—	—略—

3 及び 4 —略—

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第12項に規定するものに基づき、令

和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)並びに同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第21条の3 附則第4条第1項の規定の適用を受ける所得割の納稅義務者(平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から施行令附則第27条の3第1項に規定する日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、施行規則附則第22条の2第1項で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき(震災特例法第12条の2第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から施行令附則第27条の3第1項に規定する日までの期間を取得期間とみなして、附則第4条の規定を適用する。

2 一略一

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一		
附則第5条の 4の2第1項 第1号	租税特別措置 法第41条第2 項から第5項 規定により読	震災特例法第 13条第1項の 規定により読

和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第125条第1項(第3号に係る部分に限る。)並びに同条第3項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第21条の3 附則第4条第1項の規定の適用を受ける所得割の納稅義務者(平成22年1月1日から平成23年3月11日までの間に法附則第4条第1項第1号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。)が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日の属する年の前年1月1日から当該特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日までの期間(以下この項において「取得期間」という。)内に取得(同号に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から施行令附則第27条の3第1項に規定する日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、施行規則附則第22条の2第1項で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき(震災特例法第12条第2項の税務署長の承認を受けたときを含む。)は、当該取得期間の初日から施行令附則第27条の3第1項に規定する日までの期間を取得期間とみなして、附則第4条の規定を適用する。

2 一略一

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第22条 県民税の所得割の納稅義務者が前年分の所得につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の4及び附則第5条の4の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

一略一		
附則第5条の 4の2第1項 第1号	租税特別措置 法第41条第2 項から第5項 規定により読	震災特例法第 13条第1項の 規定により読

	まで若しくは 第10項から第 19項まで又は 第41条の2	み替えて適用 される租税特 別措置法第41 条第2項から 第5項まで若 しくは第10項 から第19項ま で又は震災特 例法第13条第 1項の規定に より適用され る租税特別措 置法第41条の 2		まで若しくは 第10項から第 21項まで又は 第41条の2	み替えて適用 される租税特 別措置法第41 条第2項から 第5項まで若 しくは第10項 から第21項ま で又は震災特 例法第13条第 1項の規定に より適用され る租税特別措 置法第41条の 2
—略—					—略—
2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得 税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4 項又は第13条の2第1項、第2項若しくは第6 項から第10項までの規定の適用を受けた場合に おける附則第5条の4及び附則第5条の4の2の 規定の適用については、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規 定は、適用しない。					2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得 税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4 項又は第13条の2第1項、第2項若しくは第7 項から第11項までの規定の適用を受けた場合に おける附則第5条の4及び附則第5条の4の2の 規定の適用については、次の表の左欄に掲げる 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とし、同条第3項の規 定は、適用しない。
附則第5条の 4第1項第1 号	又は第41条の 2	若しくは第41 条の2又は東 日本大震災の 被災者等に係 る国税関係法 律の臨時特例 に関する法律 (平成23年法 律第29号)第 13条第3項若 しくは第4項 若しくは第13 条の2第1 項、第2項若 しくは第5項 から第9項ま で	附則第5条の 4第1項第1 号	又は第41条の 2	若しくは第41 条の2又は東 日本大震災の 被災者等に係 る国税関係法 律の臨時特例 に関する法律 (平成23年法 律第29号)第 13条第3項若 しくは第4項 若しくは第13 条の2第1 項、第2項若 しくは第6項 から第10項ま で
—略—		—略—	—略—	—略—	—略—
これらの規定		租税特別措置 法第41条第2	これらの規定	租税特別措置 法第41条第2	

	項から第4項 まで若しくは 第41条の2又 は東日本大震 災の被災者等 に係る国税関 係法律の臨時 特例に関する 法律第13条第 3項若しくは 第4項若しく は第13条の2 第1項、第2 項若しくは第 5項から第9 項までの規定		項から第4項 まで若しくは 第41条の2又 は東日本大震 災の被災者等 に係る国税関 係法律の臨時 特例に関する 法律第13条第 3項若しくは 第4項若しく は第13条の2 第1項、第2 項若しくは第 6項から第10 項までの規定
—略—	—略—	—略—	—略—
附則第5条の 4の2第1項 第1号	又は第41条の 2 若しくは第41 条の2又は震 災特例法第13 条第3項若し くは第4項若 しくは第13条 の2第1項、 第2項若しく は第6項から 第10項まで	附則第5条の 4の2第1項 第1号	又は第41条の 2 若しくは第41 条の2又は震 災特例法第13 条第3項若し くは第4項若 しくは第13条 の2第1項、 第2項若しく は第7項から 第11項まで

3 —略—

3 —略—

第2条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p><u>(事業税の納稅義務者等の特例)</u></p> <p>第7条の5 第49条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号口中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令<u>附則第6条</u>に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(事業税の納稅義務者等の特例)</u></p> <p>第7条の5 第49条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号口中「1億円以下のもの」とあるのは「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令<u>附則第5条の7</u>に規定する金額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。</p> <p><u>第7条の6 法附則第8条の3の4第1項に規定</u></p>

する対象法人（以下この条において「対象法人」という。）及び同項に規定する5年以内株式等取得等法人（以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。）の行う事業に対する第49条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日（法附則第8条の3の4第1項に規定する取得等の日をいう。）を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度）までの各事業年度分の事業税に限り、第49条第1項第1号ロ(イ)及び(ロ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの（附則第7条の6に規定する対象法人及び同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。）」とする。

第3条関係（山形県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1～3 一略一</p> <p>4 新条例第29条、第48条の2、第49条、第49条の2、第52条、第54条、第67条の3及び第67条の3の2並びに附則第3条の2、第8条、第13条の2及び第13条の6の2の規定は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項及び次項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、この項から附則第9項までに別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1～3 一略一</p> <p>4 新条例第29条、第48条の2、第49条、第49条の2、第52条、第54条、第67条の3及び第67条の3の2並びに附則第3条の2、第8条、第13条の2及び第13条の6の2の規定は、信託法（平成18年法律第108号）の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項及び次項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。）については、この項から附則第9項までに別段の定めがある</p>

ものを除き、なお従前の例による。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）<u>を新設し、又は増設した法第17条の2第3項の認定を受けた事業者について、県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、地方活力向上地域における就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定に基づき、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において、法第17条の2第3項の認定を受けた同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（同条第4項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）<u>及び同号に規定する特定業務児童福祉施設（以下「特定業務児童福祉施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第3項の認定を受けた事業者について、県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、地方活力向上地域における就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることを目的とする。</u></p>
<p>（課税免除の要件）</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>（1） 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から<u>令和6年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、<u>特定業務施設の用に供する減価償却資産（所</u></p>	<p>（課税免除の要件）</p> <p>第2条 知事は、地方活力向上地域内における次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>（1） 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（以下「公示日」という。）から<u>令和8年3月31日</u>までの間に、法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、<u>特定業務施設及び特定業務児童福祉施設のう</u></p>

得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

（2）公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から令和6年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施

ち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあっては、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

（2）公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税（不均一課税の要件）

第2条の2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により、特定業務施

設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

設整備計画の認定を受けた事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日）までの間に、特別償却設備を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の不均一課税をすることができる。

山形県過疎地域の持続的発展の支援に関する県税課税免除条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第2条第2項の規定による公示の日 (以下「公示日」という。) から令和6年3月31日までの間に、過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては、同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。以下同じ。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの (以下「適用設備」という。) の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。以下「取得等」という。) をした者について、当該適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあっては、当該適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち、当該適用設備に係るものとして過疎地域の持続的発展の支援に関する特</p>	<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、次の各号に掲げる県税の課税を免除することができる。</p> <p>(1) 法第2条第2項の規定による公示の日 (以下「公示日」という。) から令和9年3月31日までの間に、過疎地域の区域（令和3年3月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第1項の規定の適用を受けていた市町村の区域であって法第42条の規定により過疎地域とみなされる区域にあっては、同条の規定を適用しないとしたならば法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第41条第2項の規定により過疎地域とみなされることとなる区域に限る。以下同じ。）のうち市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、当該市町村計画に振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの (以下「適用設備」という。) の法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあっては、新設又は増設に限る。以下「取得等」という。) をした者について、当該適用設備を事業の用に供した日の属する年以後3年の間の各年（法人にあっては、当該適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から起算して3年の間に終了する各事業年度）に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるべきものをいう。）のうち、当該適用設備に係るものとして過疎地域の持続的発展の支援に関する特</p>

別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

イ及びロ 一略一
(2)及び(3) 一略一

別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）で定めるところにより計算した額に対して課する事業税

イ及びロ 一略一
(2)及び(3) 一略一

山形県県税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(徴収金の納付又は納入先) 第11条 徴収金(個人の県民税に係る徴収金を除く。)は、県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項</u> の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に納付し、又は納入しなければならない。ただし、総合支庁の出納員に納付し、又は納入することを妨げない。 (県民税の納税義務者等)	(徴収金の納付又は納入先) 第11条 徴収金(個人の県民税に係る徴収金を除く。)は、県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項</u> の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に納付し、又は納入しなければならない。ただし、総合支庁の出納員に納付し、又は納入することを妨げない。 (県民税の納税義務者等)
第29条 一略ー 2～4 一略ー 5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（第48条の2第1項第2号において「認可地縁団体」という。）、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。	第29条 一略ー 2～4 一略ー 5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（第48条の2第1項第2号において「認可地縁団体」という。）、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。
6～8 一略ー (個人の県民税に係る徴収金の支払の方法) 第38条 市町村が法第739条の4第2項の規定によつて個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書によつて県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は <u>地方自治法施行令第158条の2第1項</u> の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に払い込むものとする。 (種別割の課税免除)	6～8 一略ー (個人の県民税に係る徴収金の支払の方法) 第38条 市町村が法第739条の4第2項の規定によつて個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、払込書によつて県指定金融機関、県指定代理金融機関、県収納代理金融機関又は <u>地方自治法第243条の2第1項</u> の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に払い込むものとする。 (種別割の課税免除)
第133条 一略ー	第133条 一略ー

<p>2 社会事業又は公益事業を行う法人（社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団を含む。）の所有する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、知事の承認を受けたものに限り、種別割を課さない。</p> <p>(1)～(4)－略－</p> <p>(5) <u>母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条</u>に規定する<u>母子健康包括支援センター</u>において、直接その本来の事業の用に供する自動車</p> <p>(6) －略－</p> <p>3～8 －略－</p> <p>附 則</p>	<p>2 社会事業又は公益事業を行う法人（社会事業又は公益事業を行う法人でない社団又は財団を含む。）の所有する自動車のうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、知事の承認を受けたものに限り、種別割を課さない。</p> <p>(1)～(4)－略－</p> <p>(5) <u>児童福祉法第10条の2</u>に規定する<u>こども家庭センター</u>において、直接その本来の事業の用に供する自動車</p> <p>(6) －略－</p> <p>3～8 －略－</p> <p>附 則 <u>(令和6年度分の個人の県民税の特別税額控除)</u></p> <p><u>第5条の8 令和6年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の県民税に係る令和6年度分特別税額控除額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第34条第8項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）を超える場合には1万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1万円に当該控除対象配偶者等1人につき1万円を加算した金額）に第1号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の</u></p>
--	--

所得割の額が 1 万円（特別税額控除対象納稅義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、1 万円に当該控除対象配偶者等 1 人につき 1 万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

(1) 特別税額控除対象納稅義務者の第34条から第35条の 2 まで、附則第 3 条の 3 第 2 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項、附則第 5 条の 5 及び附則第 7 条の 2 第 1 項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(2) 法附則第 5 条の 8 第 2 項第 2 号に規定する所得割の額

3 前 2 項の規定の適用がある場合における第34条の 3 第 2 項及び附則第 5 条の 5 の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第 5 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受ける前のもの）」とする。

（令和 7 年度分の個人の県民税の特別税額控除）

第 5 条の 9 令和 7 年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納稅義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第34条第 8 項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第34条から第35条の 2 まで、附則第 3 条の 3 第 2 項、附則第 5 条第 1 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 1 項、附則第 5 条の 5 及び附則第 7 条の 2 第 1 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の県民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額は、第 1 号に掲げる額と第 2 号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が 1 万円を超える場合には 1 万円に第 1 号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が 1 万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

	(1) 特別税額控除対象納稅義務者の第34条から第35条の2まで、附則第3条の3第2項、附則第5条第1項、附則第5条の4の2第1項、附則第5条の5及び附則第7条の2第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額
	(2) 法附則第5条の12第2項第2号に規定する所得割の額
(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)	(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)
第6条 一略ー	第6条 一略ー
2 一略ー	2 一略ー
3 前項の規定の適用がある場合における第35条の2及び附則第3条の3第2項の規定の適用については、第35条の2中「第34条から前条まで」とあるのは「第34条から前条まで及び附則第6条第2項」と、同項第2号中「及び附則第5条の5」とあるのは「、附則第5条の5及び附則第6条第2項」とする。	3 前項の規定の適用がある場合における第35条の2、附則第3条の3第2項、附則第5条の8第2項及び前条第2項の規定の適用については、第35条の2中「第34条から前条まで」とあるのは「第34条から前条まで及び附則第6条第2項」と、同項第2号中「及び附則第5条の5」とあるのは「、附則第5条の5及び附則第6条第2項」と、附則第5条の8第2項第1号中「及び」とあるのは「、附則第6条第2項及び」と、前条第2項第1号中「及び」とあるのは「、次条第2項及び」とする。
(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)	(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)
第8条の2 一略ー	第8条の2 一略ー
2 一略ー	2 一略ー
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
(1)～(6) 一略ー	(1)～(6) 一略ー
(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。	(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第8条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。
(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)	(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)
第9条 一略ー	第9条 一略ー
2 一略ー	2 一略ー

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ~ (5) - 略 -

4 —略—

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条 一略一

2 —略—

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ~ (6) — 略 —

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 一略一

2 及び 3 —略—

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ~ (6) — 略 —

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ~ (5) - 略 -

(6) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第9条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

4 —略—

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条 一略一

2 —略—

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ~ (6) — 略 —

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第10条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第12条 一略一

2 及び 3 - 略 -

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) ~ (6) — 略 —

(7) 附則第5条の8及び附則第5条の9の規定の適用については、附則第5条の8第1項及び附則第5条の9第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第5条の8第2項第1号及び附則第5条の9第2項第1号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条第1項の規

		<u>定による県民税の所得割の額の合計額」とする。</u>
(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)		(一般株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)
第12条の2 一略ー	第12条の2 一略ー	
2 一略ー	2 一略ー	
3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	
(1)～(6) 一略ー	(1)～(6) 一略ー	
(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)		(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)
第12条の8 一略ー	第12条の8 一略ー	
2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	
(1)～(6) 一略ー	(1)～(6) 一略ー	
(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)		(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)
第13条の8 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第68条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から <u>令和6年3月31日</u> までの間に行われたときに限り、同項た	第13条の8 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の18第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第68条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から <u>令和8年3月31日</u> までの間に行われたときに限り、同項た	

だし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第77条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第78条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に同号に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和6年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和6年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略ー

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第14条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第71条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 一略ー

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第14条の4 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価

だし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第77条第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第78条第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第77条第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）」と、第78条第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（同日から3年以内に同号に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の18第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第13条の9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和8年3月31日までにした場合における第70条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第11条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和8年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

2 一略ー

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第14条 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第71条の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 一略ー

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第14条の4 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価

格により決定されるものをいう。)をいう。第3項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第68条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 一略ー

3 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、第80条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第80条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

4 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間において、法第73条の14第7項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第9項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第10項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合又は法附則第11条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときは、これらの規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課する不動産取得税については、それぞれ、法附則第11条の5第3項の規定により読み替えて適用されるこれ

格により決定されるものをいう。)をいう。第3項において同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第68条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 一略ー

3 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第80条の3第1項に規定する被収用不動産等を収用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける第80条の3第1項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第14条の4第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

4 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間において、法第73条の14第7項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第9項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第10項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合又は法附則第11条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格）中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときは、これらの規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課する不動産取得税については、それぞれ、法附則第11条の5第3項の規定により読み替えて適用されるこれ

らの規定の定めるところによる。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第15条の2の3 令和6年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第124条第1項及び第2項の規定にかかるわらず、次項において準用する第131条の7第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第131条の14第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(1)～(5) 一略一

2及び3 一略一

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和6年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第125条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかるわらず、軽油引取税を課さない。

(1)～(3) 一略一

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、令和6年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第125条第1項（第3号に係る部分に限る。）並びに同条第3項の規定にかかるわらず、軽油引取税を課さない。

(狩猟税の課税免除)

第19条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。第3項において同じ。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6

らの規定の定めるところによる。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第15条の2の3 令和9年3月31日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第124条第1項及び第2項の規定にかかるわらず、次項において準用する第131条の7第4項の規定による免税証の交付があつた場合又は次項において読み替えて準用する第131条の14第1項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(1)～(5) 一略一

2及び3 一略一

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和9年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第125条第1項（第3号に係る部分に限る。）及び同条第3項の規定にかかるわらず、軽油引取税を課さない。

(1)～(3) 一略一

5 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、令和9年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第125条第1項（第3号に係る部分に限る。）並びに同条第3項の規定にかかるわらず、軽油引取税を課さない。

(狩猟税の課税免除)

第19条 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第7項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。第3項において同じ。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和11

年3月31日までの間に行われた場合には、第192条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

- 2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、第192条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

3 一略ー

（狩猟税の税率の特例）

第19条の2 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第192条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する

年3月31日までの間に行われた場合には、第192条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

- 2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項又は鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和11年3月31日までの間に行われたときは、第192条第1項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

3 一略ー

（狩猟税の税率の特例）

第19条の2 平成27年4月1日から令和11年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第192条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する

狩猟期間をいう。以下この項において同じ。) の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 一略一

狩猟期間をいう。以下この項において同じ。) の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 一略一

議第101号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務に関する事項、同条第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務に関する事項、同項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事項、法第30条の40第1項（法<u>第30条の44の12</u>において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する都道府県の審議会に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報等の開示に係る手数料)</p> <p>第6条 県は、法第30条の32第2項（法<u>第30条の44の12</u>において準用する場合を含む。）の規定により書面の交付による本人確認情報又は附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の開示を受ける者から、交付する書面の枚数1枚につき10円の手数料を徴収する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務に関する事項、同条第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務に関する事項、同項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事項、法第30条の40第1項（法<u>第30条の44の13</u>において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する都道府県の審議会に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本人確認情報等の開示に係る手数料)</p> <p>第6条 県は、法第30条の32第2項（法<u>第30条の44の13</u>において準用する場合を含む。）の規定により書面の交付による本人確認情報又は附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の開示を受ける者から、交付する書面の枚数1枚につき10円の手数料を徴収する。</p>
<p>2 及び 3 一略一</p>	<p>2 及び 3 一略一</p>

議第102号

山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（案） 新旧対照表

現 行		改 正 案	
○山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月25日山形県規則第60号		○山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 平成27年12月25日山形県規則第60号	
別表第1		別表第1	
執行機関	事務	執行機関	事務
5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
別表第2		別表第2	
執行機関	事務	執行機関	事務
2 知事	地方税法の規定による県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	2 知事	地方税法の規定による県税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	5 知事	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報であって規則で定めるもの